



法務ページ・かわら版

平成 22 年(2010 年) 9 月 1 日号 VOL.29

【月に供えた饅頭に穴を開け月を覗いたので月見という】



平成 22 年
第 29 号

こんにちは。9月に入っても暑いですね。

こう見えても中学は陸上部で走るのが得意でした社会保険労務士・行政書士の妹尾です。(今は少し走っただけで息切れしますが)

今月は運動会があります。運動会では、ある種目に夫婦で出場します。その種目で、去年は1位になりました。今年も1位を目指します。

さて、どんな結果になるか、また来月ご報告しますね。

それでは、今月も事務所通信をお楽しみください。



妹尾 悟

せのお家★家族4人の日記 ~Vol.24~ 「井倉洞と吹屋ふるさと村へ」



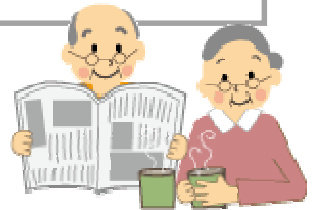
8月に茨城から弟夫婦とその子供たちが帰省したので、新見市・井倉洞へ行ってきました。

8月の暑い日に行ったので中はひんやりと涼しく気持ちよかったです。場所によっては寒いぐらいでした。

帰りには高梁市成羽町の「吹屋ふるさと村」へ。ベンガラという染料を混ぜた赤い壁の街並みが夏空の下で映えていました。

★2分でわかる！ ほう～務事典 「『旅する』遺産分割協議書」

かわいい子には旅をさせろ、と言いますが、遺産分割協議書は旅をさせないほうが賢明といえます。



配偶者、子がいない人は、法定相続人の数が多くなるケースが考えられます。

配偶者、子がいない場合の法定相続人は、大概、兄弟となることが多いからです。

兄弟が存命であれば、遺産分割協議書への署名・押印はその兄弟からいただければよいのですが、その兄弟が亡くなっていると、相続する権利はその子に移ります。(これを「代襲相続」といいます)

もし兄弟が5人いて、それぞれに子供が3人いたとすると、 $3 \times 3 = 15$ 人となります。

こうなると、遺産分割協議書が全国を「旅する」こととなります。

ところで、遺産分割協議は相続人が一同に同じ時間、同じ場所に集って開催しなくてもよいとなっています。つまり、誰かが書面(原案)を作り、それに納得したときは署名・押印(実印がよいでしょう)する方法で分割協議をすることもできます。

全国を「旅する」遺産分割協議書は相続人の数が多ければ多いほど、相続人代表者の元へ戻ってくるまでに時間がかかります。また、見知らぬ相続人に連絡をとるのもやりにくいものです。

遺産分割協議を書類のやりとりで行う場合は十分な計画と準備が必要です。

電話によるお問い合わせは 0866-63-3213 まで

お電話の受付時間●毎日・午前9時～午後7時 FAX050-1188-2050 (24時間受付)

「年金型生命保険」二重課税は違法

死亡保険金を年金で受け取る生命保険について、「相続税と所得税の両方を課税するのは違法である」との最高裁判所の判決を受け、政府は、同種契約の生命保険で徴収しすぎた所得税を還付する方針を発表

◆政府が所得税還付の方針を発表

死亡保険金を年金で受け取る生命保険について、「相続税と所得税の両方を課税するのは違法である」との最高裁判所の判決を受け、政府は、同種契約の生命保険で徴収しすぎた所得税を還付する方針を発表しました。

二重課税として税金が還付される対象商品や手続きについて関心が集まっているようです。

◆還付の対象商品、還付の手続き

今回問題となったのは、「年金払い特約付き生命保険」という、契約者と被保険者でもある夫が亡くなり、死亡保険金の受取人に指定されていた妻が死亡保険金を一時金や年金で受け取ることができるタイプの保険ですが、「こども保険」や「個人年金保険」と呼ばれるものと同様のタイプのため、税金が還付される対象となる可能性があります。

実際に還付を受けるためには、自分が年金形式で受け取った保険金が還付の対象になるかの確認をする必要がありますが、税務署の他、実際に年金から所得税を天引きした生命保険会社で確認することができます。

還付対象に該当すれば、税務署に対して課税の誤りの訂正を求める手続き(更正の請求)を行う必要があります。ただし、税務署に出向いて手続きをしなければ税務署から還付されることはないので、注意が必要です。

ただ、国税庁は具体的にどの商品が還付の対象になるのかの判断基準をまだ公表していないため、確定的な回答は得にくい状況となっています。遅くとも年末までには具体的な還付の対象や手続きが国税庁のホームページ上で周知されるようです。

◆住民税や国民健康保険料などにも影響

所得税が変わると、住民税も還付される可能性が高くなります。住民税などの地方税は「所得税法で認定した所得に対して課税する」のが原則となっているため、年金で受け取った保険金が所得税の課税対象外となれば、住民税も課税対象外となります。

また、住民税額が変更になると、国民健康保険料や介護保険料、介護サービス利用料など広範囲に影響が及びます。

還付の対象や手続きなどに関する今後の具体的な情報に注意が必要です。

私の独立開業物語 ~Vol.6~ 「念ずれば花開く、か？」

先日、平成22年度(第42回)の社会保険労務士試験がありました。今年は国民年金の科目が群を抜いて難しかったとか…。

実は、私、社会保険労務士試験も3回受けました。行政書士試験を受けたのも、社会保険労務士試験の受験資格がほしかったことが一つの理由でした。(もっとも、行政書士試験を3回も受けているうちに受験資格を得てしまいました)

1年目は2点足らず、2年目は1点足らず、3年目は合格ラインぎりぎりで受かりました。

「念ずれば花開く」という言葉がありますが、思いさえすれば、いつか願いが叶うというのは嘘です。私の経営の師匠、竹田陽一先生によると、念じたあと行動することが必要なのです。

そうすれば、運も味方して「花が開く」ことがあるのです。

つづく



●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに見つかります。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>